

## 第4回 地方分権改革有識者会議 議事録

---

開催日時：平成25年8月29日（木） 10：40～12：30

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、柏木齊、後藤春彦、白石勝也、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、坂本哲志内閣府副大臣、北村茂男内閣府大臣政務官、松元崇内閣府事務次官、梅溪健児内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

- 1 国から地方への事務・権限の移譲等について
  - 2 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
  - 3 地方分権改革の総括と展望について
- 

（神野座長） ただいまから第4回の地方分権改革有識者会議を開催します。本日は、お暑い中を、議員の皆様には御参集いただきまして、本当にありがとうございます。心より、御礼を申し上げます。また、御多用の中、新藤大臣、坂本副大臣、それから北村政務官に御列席いただき、御礼を申し上げます。

議事に入る前に、初めに、新藤大臣から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願います。

（新藤大臣） 今回は、第4回目の地方分権改革有識者会議です。精力的にこの会合を運営していただき、素晴らしい成果を着々と取りまとめいただいているということに対して、また、御多忙の中毎回御出席いただいていることに対して、皆様の熱意に心より感謝を申し上げます。

地方分権改革は、「スピードと実践」というキーワードの下で、いかに成果を上げていくかという正念場を迎えつつあると考えています。これまで取りまとめいただいたものを実行するために、全力を傾注していきたいと考えています。特に、「雇用対策部会」と「地域交通部会」の2つの部会を開催し、事務・権限の移譲等についての報告書をまとめていただきました。部会長の小早川座長代理、後藤議員、専門部会に参加いただいた谷口議員と、今日は御欠席ですが、勢一議員の御尽力に感謝を申し上げたいと存じます。本日は、小早川座長代理と後藤議員のお二方から、専門部会の検討結果について御報告をいただき、議論を進めていただきたいと思います。

併せて、専門部会の検討結果も踏まえた見直しを含む100項目について、移譲等の当面の方針案をお示ししたいと考えています。皆様方からの御意見を頂戴し、9月中旬に開催予定の地方分権改革推進本部で決定したいと考えておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

また、去る6月25日に、第30次地方制度調査会の答申をいただきました。都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、国から地方への移譲とセットで総合的に取り組むことが、分権の推進に資するという観点から、私としても「地方分権改革推進本部」で、この問題に取り組みたいと考えています。

更に、この有識者会議において、これまでの地方分権改革の総括、そして、いかに国民の皆

様に改革の成果を御理解いただけるかという観点についても、検討事項としてお願いさせていただきました。これからやっていくことも重要ですが、既に今までやってきたことに関して、国民、各地方公共団体に御理解いただき、参考にしていただくという意味で、当面の取組、PR方法についても御議論いただきたいと思います。

これから秋口にかけて、いよいよ安倍政権としても真価の問われる時期が来ると思っています。私も、地方分権改革をここできちんと集約をして、「スピードと実践」というキーワードの下で実現できるように頑張っていきたいと考えておりますので、御協力をよろしく願います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

(神野座長) それでは、議事に入ります。先ほど大臣からもお話がありましたが、本日は勢一議員が所用のため、御欠席とのことでございます。

本日の議題でございますが、お手元の議事次第にあるように、議題1、2、3と大きく3つの議題を用意しております。議題1「国から地方への事務・権限の移譲等について」、議題2「都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について」は関連いたしますので、併せて御議論いただくということを考えると、1時間程度を目途に御議論いただければと考えております。それから議題3「地方分権改革の総括と展望について」は、40分程度御議論をいただきたいと思います。

それでは、まず、本日の議題1「国から地方への事務・権限の移譲等について」ですが、御案内のとおり、2つの部会から御報告をいただくことになっております。まず雇用対策部会の報告書について、小早川部会長から御説明いただきます。よろしく願います。

(小早川座長代理) 神野座長から御紹介がありましたとおり、雇用対策部会の関係についての報告をいたします。

この部会は無料職業紹介に関する事務・権限の見直しというテーマで、主にハローワークの求人情報の地方公共団体への提供についての検討を行いました。資料1-2が報告書本体であり、その要旨が資料1-1です。便宜上、資料1-1の方を御覧いただければと思います。1枚めくって2ページに部会の構成員と開催実績が記載してあります。それを御覧ください。そして、部会の結論についての御説明を申し上げます。資料1-1の1ページにお戻りいただきますと、そこに要点がまとめてあります。ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供に当たり、国と地方の双方が留意すべき点を取りまとめました。

まず、「1 求人情報の提供」です。1つ目は、この取組について、地方分権の観点から、積極的に推進すべきであるという基本姿勢を謳っております。2つ目は、地方がハローワークの求人情報を活用して無料職業紹介事業を行う際に、それぞれのビジョンを明確にして取り組むことを期待するという内容です。それから3つ目は、費用の観点です。地方が参入しやすいように、導入費用が過大にならないよう厚生労働省に配慮を求めるということです。

次に、「2 円滑・効果的な実施のための取組」です。ハローワークの求人情報が適切に活用できるように地方公共団体は職員の専門性向上に積極的に取り組むとともに、厚生労働省は必要な支援を行うこととしております。

最後に、「3 国と地方公共団体の協議・連携」です。厚生労働省では、平成26年度のできるだけ早期の開始を目指していると聞いておりますので、多くの地方公共団体が参入できるように、両者の間で協議が確実に進むことを期待します。以上が部会の結論です。

最後に部会構成員の御尽力と、ヒアリングに御協力をいただいた各方面の方々に感謝を申し上げます。また、今回の取組が国と地方の連携の良いモデルケースとなるように期待します。

この報告書は、本日この場での報告までは非公表としてまいりましたが、本日付けで公表の

扱いにいたします。雇用対策部会の報告は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは引き続き、地域交通部会の報告書について、後藤部会長から御説明をお願いします。

(後藤議員) お手元の資料 2-1 と 2-2 をお開きいただければと思います。地域交通部会の結果の御報告です。当部会は自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しをテーマに、移譲先となる地方公共団体、移譲先において必要な体制・整備等について、検討を進めてまいりました。報告書の要旨は資料 2-1、本体は資料 2-2 のとおりです。部会の構成員と開催実績は、資料 2-1 の 2 ページにまとめてあります。

それでは部会の結論について御説明申し上げます。資料 2-1 の 1 ページを御覧ください。まず、「1 事務・権限の移譲先」についてです。移譲先は、希望する市町村を基本としています。これは市町村が、住民の居住・活動情報や地域交通のニーズを最も把握していること、実施に当たっては、意欲・能力と安全・安定的な運行を確保する責任が求められることから、こうした結論に至ったものです。一方で、執行体制上の懸念から事務・権限の移譲を希望しない市町村が出てくる可能性があります。そうした市町村の区域については、都道府県が代わって役割を果たすことができるよう、希望する都道府県にも移譲することができるようにすべきとしました。これによって、地域の実情に応じた創意工夫による移手段の確保や、関係者の合意から登録までにかかる期間の短縮といった効果が期待されます。

次に、「2 移譲先の体制整備」です。移譲先において、安全確保と利用者保護を図る執行体制を整備することが不可欠ですので、国土交通省に対して専門的な知見・ノウハウを的確に継承するとともに、移譲後においても移譲先との連携・支援を図ることを求めています。

最後に、「3 地域の実情に応じた運送の実現に向けた措置」です。自家用有償旅客運送の実施主体は現行制度では法人格のある団体に限られていますが、これを弾力化すること等を求めています。以上が部会の結論です。

最後に部会長として、構成員の皆様、またヒアリングに御協力をいただいた方々をはじめ関係者の御協力に感謝申し上げます。今回の取組が地域における移手段の確保による住民の生活の維持、さらには地域の活性化につながることを期待します。

なお、この報告書の取扱いですが、雇用対策部会の報告書と同様、本日付けの公表の扱いにします。地域交通部会からの報告は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

2 人の部会長から丁寧に御説明いただきました。また、おまとめいただいたことについて感謝申し上げます。それでは引き続き事務局から、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針(案)」について御説明をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(新井次長) それではお手元の資料 3-1、3-2 に沿って国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針(案)について御説明します。

国から地方公共団体への事務・権限の移譲については、第 1 回有識者会議でお諮りしたとおり、平成 21 年の出先機関改革に係る工程表、平成 22 年の各府省の見直し結果、平成 23 年に全国知事会が特に移譲を要望した 3 分野の事務・権限等を対象に、まずは各府省に内容の検討を求め、その結果については前回の有識者会議で御報告しました。これらに、そこにある新たに各府省が独自に検討を行った事務・権限を含めて、地方 3 団体に検討いただいたところです。また、ただいま御説明があったとおり、雇用対策・地域交通の 2 分野については、専門部会を開催するなどにより検討を進めてきたところです。第 1 回有識者会議で申し上げたとおり、この夏頃までに一定の結論を出すということで進めてまいりました。

本日御報告するのは、現時点での調整状況を踏まえた当面の方針ということで、9 月中旬頃

に政府の地方分権改革推進本部で本部決定という形にしたいと考えており、それを目指して調整を進めているところであります。資料3-1が要旨です。資料3-2は地方分権改革推進本部で決定する本文で、こういう形で最終的に決定したいと考えています。

便宜上、資料3-1で御説明します。基本的な考え方として、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要であるということ。それから、これまで義務付け・枠付けの見直し等に取り組んできたところですが、今般、骨太方針も踏まえて、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等の推進を行いたいという旨を記載しています。その上で、各府省や地方公共団体における検討状況を踏まえて、移譲等の検討を行ってきた具体的な事務・権限の100事項について、下の当面の方針にありますように別紙1~4という形で、4つのカテゴリーに分けています。本文の3ページを御覧いただければと思います。例えば、別紙1については、都道府県に全国一律に移譲する方向のものというように、各府省と事務・権限名等について表形式でまとめています。それでは4つのカテゴリーについて資料3-1で御説明申し上げます。

まず別紙1の中身であります。これは44事項ほどありますが、「地方公共団体に移譲する方向の事務・権限」で、各府省、地方とも移譲の方向で概ね一致しているものです。今後、国の関与等所要の措置や移譲の方法等、こういったものについて具体的な検討を進めた上で、本年中に取りまとめを予定している見直し方針に盛り込みたいと考えています。具体的な例ですが、資料3-1の2ページ目を御覧ください。例えば、別紙1に書かれていますが、厚生労働省の医療法に基づく、複数の都道府県で病院を開設しているような広域の医療法人の設立認可や監督についてがまず1つです。2つ目は、看護師などいろいろな資格がありますが、各種の資格者の養成施設等の指定・監督等です。これらについては都道府県に一律に移譲するということで見直しの方向性を決めています。また3つ目は、先ほど説明があった道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等です。これらについては地域交通部会の報告書に沿って移譲を行うこととしており、希望する市町村を基本として移譲するということです。なお、これらの移譲先については、今の例で言うと2つは都道府県に一律に移譲するというのですが、3つ目は、個々の地方公共団体の発意に応じて選択的に移譲するということで分けて別紙に書いてあります。また、事務の性格上、政令市や中核市にも事務・権限を移譲することが適当ではないかというような検討もこれから進めていきたいと考えています。

資料3-1の1ページに戻っていただくと、別紙2に掲げた事項が29事項ほどあります。これは、「関連する事務・権限の移譲の可否等の更なる検討・調整を要する事務・権限」で、各府省が移譲を検討中の事務・権限を提示したところ、地方からこれに関連する事務・権限の移譲を併せて求められた、あるいはそれに併せて重要な点を調整するよう求められたものです。これについては、国の関与、移譲方法などに加えて、そういった関連する事務・権限の移譲の可否等も検討していきたいと考えております。

具体的な例については、次のページの別紙2のところに記載しています。厚生労働省の医療法に基づく特定機能病院、言ってみれば高度先端医療を提供する病院ですが、こちらに対する報告徴収や立入検査等です。厚生労働省から、都道府県に移譲しようという話があったところ、それに対して地方側から、ここにあるとおり、その事務・権限に加えて特定機能病院と称することの承認や、改善命令等も併せて移譲してはどうかとの意見があり、その可否を今後、地方と調整を要するというものです。

また、2つ目の割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等ですが、これはクレジットカード会社のようなものを想像していただければいいと思います。その中で一の都道府県のみにあるものに対する報告徴収・立入検査についても、経済産業省から都道府県に移譲すると方針を示したところ、その権限に加えて登録、改善命令、業務停止命令等も移譲してはどうかと

という意見があったものです。

また、3つ目は先の2つと少し毛色の違うもので、一県で完結するような直轄河川・直轄道路についての整備等に係る計画、工事及び管理の実施等の事務・権限についてです。国土交通省からは、移譲対象について都道府県や市町村と相談しながら、移譲していったいいのではないかと御提案をいただいておりますが、それに当たって、特に地方から、移譲に伴ってどのような財源措置があるのか、財源フレームを示してほしいと言われております。都道府県への移譲が基本ですので、関係市町村の意見を聴く必要があるのではないかとというようなことが今後の調整事項です。特に財源フレームの点は、政府内でまず検討する必要があります、その状況を踏まえて、国・地方間の調整を進めていきたいと考えています。別紙2の事務・権限は、具体的な検討については調整を要する事項が主になりますが、こういったものを進めた上で、本年中に結論が得られたものについては、先ほど申し上げた、本年中の見直し方針に盛り込んでいきたいと考えています。

また1ページ目に戻っていただいて、3つ目のカテゴリーの別紙3で示している3事項であります。これは、「移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限」です。ただいま雇用対策部長より御説明いただいたハローワークの求人情報の地方公共団体への提供は移譲以外の取組ということで、別表の見直しの方向性に沿って着実な見直しを求めるといふものです。

最後、別紙4で、「引き続き検討・調整を要する事務・権限」が24事項あります。各府省が引き続き国において実施したいとしている事務・権限である一方で、地方側が移譲を求めています。例えば、農地法に基づく農地転用の許可といったものです。これらについては、更に各府省の意見を踏まえて、引き続き調整・検討を進め、本年中に結論が得られたものについては、見直し方針に盛り込みたいと考えております。

そういうわけで、今年末に見直し方針を策定すべく、今後引き続き各府省・地方間と詳細な詰めを行ってまいります。その内容は、この有識者会議にも随時御報告したいと考えております。

また、最後の(5)の部分に書いてありますが、これらの見直しの結果、法律改正を要する事項については、来年の通常国会に一括法案等を提出して、一括的に改正していくことを基本として進めてまいりたいと考えております。資料3-1、3-2の関係の説明は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

以上、議題1に関して御説明、御報告をいただきました。冒頭に申し上げたように、議題1と議題2は関連しますので、議題2「都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について」について事務局の方から御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

(新井次長) 引き続き御説明申し上げます。議題2は、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等ということで、これは、直近の第30次地方制度調査会の答申で示された、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を進めるという内容です。資料4に沿って御説明申し上げます。第30次地方制度調査会は、大都市制度関係の検討を進めていきましたが、本年の6月25日に「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を提出いたしました。この中にあるとおり、指定都市と都道府県の二重行政の解消を図るために、まずは法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについてはできるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要であるとして、例えば、地方分権改革推進委員会の第1次勧告、丹羽委員会でも指摘されながら移譲されなかったようなこういった事務を含めて、次のページ以下に別紙がありますが、指定都市に移譲されていない主な事務を掲げて答申いたしました。本日はあまり詳しく御説明しませんが、この中で、※1、※2、※3というような形で指定都市や都道府県への、移譲の可否に関する意向調査であるとか、あるいは条例による事務処理特例の活用によって現に指定都市に下りているという実績があるものを示

しながら、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を求めているというものであります。

本件は、これまで総務省の自治行政局において各府省との調整を行ってきたというところ、この答申を受けて、今後地方分権改革推進本部で国から地方公共団体への事務・権限の移譲を取り扱うことになるので、具体的な事務について私ども内閣府の地方分権改革推進室で担当し、具体的決定を地方分権改革推進本部で行うことにしたいと考えています。その背景ですが、下に参考として掲げています。例えば、本年の安倍総理の施政方針演説の中でも魅力あふれる地域を創る鍵が地方分権改革であり、その中で大都市制度の改革、それから地方に対する権限移譲や規制緩和、こういったものが並べて書いてあります。それから2つ目にありますが、これまで3次にわたって分権一括法を取りまとめてまいりましたが、その中で都道府県から基礎自治体への権限移譲を対象にしてきたということでもあります。また先ほど申し上げたとおり、答申で示された事項の中に、地方分権改革推進委員会の勧告で指摘されて未実施のものも含まれていることから、地方分権改革推進本部、地方分権改革推進室の業務と親和性があると考えたところです。本件については、先ほど自治行政局が各府省と調整を行っているという話をしましたが、調整が開始された段階でありまして、今後なかなか厳しい折衝が予想されています。今後、特に都道府県が指定都市へ移譲可能と考えている事務・権限等を中心に検討を進めて、結論が得られたものについては、国から都道府県への事務・権限移譲と併せて本年中の見直し方針の策定や来年通常国会の一括法への盛り込みなどを目指して取り組んでいきたいと考えています。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議題1の御説明をいただき、議題2もまとめて御説明・御報告をいただいていますので、この2つの議論をまとめて行います。どなたからでも結構ですので、御質問や御意見がありましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(柏木議員) 2つの専門部会で、大変踏み込んだ議論をいただいて、取りまとめいただいた皆様に大変感謝を申し上げます。また資料4の3、4にある、具体的な移譲の考えのところについても、大変意味のある取りまとめをいただいたと思っています。

1点、先ほど事務局からの御説明の中で、今後検討・調整を要する事務・権限の中で、例えば財源措置については検討課題ということを出ていましたが、今回、事務・権限を移譲するものについては財源措置の問題が発生するののかということについて御説明をいただきたい。また、財源措置を必要とするものの基準をどのように検討されて、これは措置が必要だから引き続き議論が必要だというように仕分けをしているかを教えていただきたい。

(新井次長) 例えば、直轄河川の工事については、今まで国が2/3負担していますので、国道でもそうですが、地方道ではこの負担率がどうなるのかという問題があります。地方としては、今までの負担率を保ってもらわないと同じ水準の整備ができないという問題があります。例えば維持管理などについては、今国が100%負担しているようなところもあります。こういったところをどうするのかについては政府内でも、国土交通省、財源を担当する財務省、地方との関係を担当する総務省が、どうするのかということをもまず決めなくてはいけないのでありまして、内閣府を含めて関係府省での意見交換を考えています。そういった検討を踏まえて、更に地方と調整したいと考えています。メルクマールを作るとなるとなかなか難しいところですが、実際にどれくらいの費用が掛かるのかということも地方の方でも御検討いただいて、自治体の財源措置について調整を要する事項ということで依頼されてきました。

(柏木議員) 地方の方とお話していると、権限が移ってくることによって大変期待されている部分と、一方で仕事だけが下りてきて、人や財源が伴わないということに対する警戒感を口にされる首長の方が大変多いのも事実です。そこが今、冒頭におっしゃった地方からの意見を聞いていただいているのかということと、先ほどの許認可に類似する部分はある程度財源を伴わずに渡す、管理

監督に関してある程度コストがかかるものについては協議を行う、というある程度の目安について、地方との理解を深める必要もあるかという考えで御質問させていただきました。

(末宗次長) 少し補足させていただきますが、事務・権限を移譲する時には、原則としてどの事務についても、必要な財源を確保し、移譲するということが基本です。先ほど申し上げたように、道路、河川というのは、事業費が非常に大きい話なので特記していますが、今移譲するかしないかを議論している許認可の事務についても、個別の事務・権限によってそれなりに件数が多いもの、非常に少ないものなどのばらつきがあります。ですから、事務・権限の移譲をこれから進める一環として、財源がどれだけ必要かということも調査し、必要な財源を手当てするという、基本的な考え方で臨もうと考えています。

(神野座長) 他いかがでしょうか。小早川先生どうぞ。

(小早川座長代理) 資料3、4の関係、一つ一つの問題となる事務・権限を眺めているの感想を1つ申し上げたい。今は、財源関係で、資料3-1の2枚目に挙げられている別紙2の、河川、国道が話題になりましたが、同じ別紙2で、国の方ではこの事務・権限は渡しているがここまでだと言っているあと2つの例は、共通して、報告徴収、立入検査は移譲するというものです。他にもたくさん例がありそうです。象徴的だと思うのです。要するに、許認可権や改善命令・取消権のような強い権限は譲らない、調査機能のような事務・権限はどうぞやって下さいということです。心配なのは、国の出先機関と都道府県がそれぞれ調査をやるという体制が本当に上手くいくのか、ということです。調査される方からすれば両方から調査が来て大変だということがあるでしょうし、もっと心配なのは、両方が権限を持っているいわゆる並行権限というようなことになると、何か不祥事が起きたときに、向こうがもっとやればよかったんだというようなことで責任のなすり付け合いみたいなことにもなりかねない。それからもちろん、両方がそういう体制を維持するとなるとコストもかかるということでもあります。恐らく、事務・権限を移譲しろ、しないというやり取りが、これからもどんどん出てくると思いますが、交渉の過程で、落とし所を探して、ひとまとまりの事務・権限を細かく切り分けるというようなことがだんだん出来てくると、結局、地方分権の本来の大義からするとどうもあまり意味がない、むしろ行政の在り方として問題が出てくることもあるかと思います。是非これからの綱引きでお気を付けいただければと思います。

なお、いま言いましたのはいわゆる二重行政の問題でもありますが、その点は、私がたまたま担当した無料職業紹介のような場合はまた話が違うかもしれない。それぞれの異なったニーズがあって、両方がそれぞれの得意分野をもって答えることで連携、協力、分担をしていく、という話です。規制権限を細切れにしていくという話とは違うかと考えます。

(神野座長) ありがとうございます。

(古川議員) 今の小早川座長代理の御発言に関して、私も全くそのとおりでと考えております。私からの提出資料で、先般新藤大臣に愛媛に来ていただいた時に、事務・権限移譲についての考え方を全国知事会議としてまとめたものがあるので、それも見ていただければと思います。ただ単に立入検査と報告徴収だけ県がして、おかしいということになったらそれは国に連絡して下さいということになっています。そうすると、国はもう一度調査に入っていくという話になって、結局手間が非常にかかってしまうことになる。それは、有識者会議のミッションである行政の質を上げていくとか、個性を活かした自立した地方をつくるということとは離れてしまっているのではないかと考えています。今御指摘のあったような考え方で是非調整に臨んでいただきたいと強く思います。

(末宗次長) 今御指摘のあったとおり、結局権限が国と地方の2つに分かれて責任の所在が不明確になるというのは良くない話だと思いますので、地方側からも、できるだけ並行権限にならないようにして欲しいという御要請をいただいています。私ども分権を推進する立場として

は、一貫して、事務を一連の形で移せるような方向でこれから調整に当たっていきたいと考えています。

(古川議員) ありがとうございます。私からあと2点お話をさせていただければと思います。まずは、いずれもそれぞれの部会での精力的な取りまとめに心から感謝を申し上げます。この間、新藤大臣、神野座長のリーダーシップに心から敬意を表したいと思います。

ハローワークについての報告書はかなり大部な報告書であり、前半の方は報告書ですので、これで確定となるだろうと思いますが、後ろの方にこれからこういう形でやっていきたいという案が付いています。その中で例えば36ページに「ハローワークの求人情報の地方自治体へのオンライン提供」と題した厚生労働省職業安定局のペーパーがあり、37ページに、求人情報をオンラインで具体的にどのように提供するのかということについては、こういう案で地方側と調整したいという案が示されています。基本的には厚生労働省職業安定局が本件に対して前向きに取り組んでいただいていることについては感謝と評価をしたいのですが、若干気になる点があります。それは38ページですが、これは基本的な考え方としては、ハローワーク、そして地方自治体という利用者にとって使いやすいところを、自分が仕事を探す、あるいは事業主が人を探す時に使っていただければというものであるわけですが、実際に実施していく時の「【利用要件・規約の案(主なもの、今後更に検討)】」と大変小さな字で書いてあります。そこに、一番上には「職業紹介以外の目的での利用や第三者・不特定多数の者への提供はしないこと」という文言があり、その次に、「職業紹介を行う際は、地方自治体自ら、求人事業主に労働条件を確認し、職業紹介を行うことについて求人事業主の同意を得ること」と書いてあります。これは本当かなと感じます。つまり、人を探している事業主からすれば、ハローワークに登録することをもってこれで人を探すことをお願いしますという気持ちですが、ここに書いてあることは、その事業主の求人を見て、地方自治体が行っているところに来られた人がいて、この人は良いと思ったら、事業主に地方自治体が電話をして、「もしもし〇〇株式会社さん、あなたのところはハローワークに求人を出しておられるが、その情報を地方自治体として使っていいですか」と確認しろということになっています。それで、わかりましたと言われたら使っていいと。これは、正直に言って、現実的ではないのではないかと思います。事業主からすれば、ハローワークに出した瞬間に、あとはよろしくお願いしますという気持ちだと思うのです。ハローワークが使ってもらおうと困るというのであれば、ハローワークの様式のところに、「なお、この情報について、地方自治体に職業紹介の目的のために提供する事に同意します」というチェックの項目を作ってもらって、そこにチェックしてもらえば良い話だと思います。ハローワークなら情報を出す、地方自治体であれば出さないという方がいらっしゃるとは思えませんが、もしチェックが必要ということであればそうすれば良い話であって、いちいち地方自治体が電話をして紹介していいかどうかの確認をするというのは、現実的ではないと思います。

いつも我々はどういう事務処理をするのかという時に、この有識者会議のビジョンとミッションに立ち返らなければいけないと考えます。住民から見ると、良くなったね、便利になったね、質が上がったね、と言ってもらえるようにするために、どういう手続が必要かということだと思いますので、求人情報のオンライン提供については、これから実務ベースで詰めていきますが、こうしたことも頭に入れながら、利用者にとって使い勝手の良い形にしていくということを、是非目指していただければと思います。

(新藤大臣) これは非常に重要なところだと思います。今、古川知事が指摘されたことは、厚生労働省側からすればこの情報を使うに当たっては、もともとの情報提供者の同意を得なければならないということになります。それは役所流でいえば、彼らから情報を取ってあげますとは言えないから、自分たちで取ってくださいと。自治体側から包括的に事業者に対して了解を取ってくれという申し入れがあれば受けますよ、というやりとりの中で解決できるのだと思います。私も

縁があって、現場の声を聴きました。厚生労働省が持っている情報というのは、単にその人が今回こういう仕事に就きたいということだけではなくて、その人の職歴だとか幹旋状況などが全部入っている。それを全て自治体が共有して、完全に同じデータで同じ業務をやっていくのかという点を、まだ厚生労働省と地方自治体の間で詰め切っていないのではないのでしょうか。イメージとして、勤めたい人、採用したい人の情報交換とマッチングではなくなってしまう。結局それは雇用保険の方にも業務が絡んでくるから、雇用保険の方は今回まだ入れられないとか地域を越えて全国一律でやらなければならないということになると、入口は結構広いのですが、実際にやろうとすると詰めるところが随分ある気がしています。ここをきちんとしないと、始まったのは良いが、あとでいろいろな問題が出てくる可能性もあるので、少なくとも地方自治体がやろうとしていることと、厚生労働省がそれでいいよといっていることを、本音のところでもっと事務的に詰めなければいけないことがあると考えています。

もう一つは、都道府県と市町村とどちらが主体になっていくかということです。私は埼玉から、市町村の事務とハローワークの事務を一体的に実施することで非常に効果が上がったということを知りました。それは、住民にすると市町村への信頼があり、その窓口との関係はより深いものがありますから、市町村の人達がやることで、ハローワークでは言いづらかったとも言えるということがあって、役割分担というところで、今度は地方自治体側の役割分担、都道府県と市町村との取り合いということも考えなければなりません。

最後に、費用負担、コストの問題があります。総務省行政管理局で、電子政府を推進するに当たり、電子化を進めることでどのくらいの費用がカットできるかを試算しています。その中からたまたま出てきたことなのですが、雇用対策部会でも厚生労働省から報告されているとおり、端末10台を入れるのに初期費用が1,100万円と、ランニングコストが年1,400万円かかるということです。これをよく調べるとソフト代です。札幌の場合は同じ仕組みを300万円で出来ています。ランニングコストが一番かかっているのは専用回線の費用です。今の御時世にハローワークのみの専用回線でやっているのです。これを変えろということで、27年の9月から今度はインターネット回線で暗号技術を導入して、プライバシーを確保した上で実施すると費用がぐっと下がる。しかしこれが導入されるのは27年9月なのです。これから我々がいろいろな段取りをして26年度の予算で地方自治体が予算計上し、ハローワークの紹介を始めるという初年度に無駄なお金がかかってしまう。あと1年前倒しできないか、今厚生労働省と調整するよう指示しているのですが、このソフトとシステムをどう構築するかというのも極めて重要だということが分かってきました。ですから、これは直接的に関係のある仕事ではないですが、ハローワークの事務の移譲はちょうどいい機会なので、ソフトとシステムも工夫しなければなりません。加えて申し上げるなら、総務省の自治行政局の方では、今度地方公共団体のネットワーク化というのをやろうとしています。まだ詰めていませんが、これから政府として地方自治体間のネットワークを組もうという時に、こういう業務も回線に乗せられるのではないのかと、そうすると費用というのも全く違う次元で下がってしまうのです。それには総務省の中の行政管理局と自治行政局の間の連携が取れなければなりません。かつ厚生労働省とも連携をとらなければならず、かつ地方分権改革推進室とも連携をとらなければなりません。このように横串を刺していくことで、もっといいアイデアが出るのではないかとということが分かりました。我々はよく横串を刺そうと言っているのですが、これはその良い例だと思います。それぞれのところに指示を出していますが、事務方に報告しながら有識者会議でその辺の工夫もしていただけるとありがたい。

(小早川座長代理) 今の点について、部会での検討とも若干関係しますので、一言だけ申し上げます。まず、古川委員御指摘のこの資料は厚生労働省側から部会に提出してきたもので、部会としてこういう方向でやってくださいというものではありません。この小さな字のところは、すべての点について部会で詰めた訳ではありませんが、連携している場合の条件や、情報のや

りとりのための前提、あるいは情報は取ったが実際に紹介する時にどういう方式で行うかなど、そういう話は当事者間、つまり、地方側と厚生労働省との間の協議の場をきちんと作り、そこで詰めてくださいというスタンスです。それから、コストの点については大臣にもいろいろ御心配いただいておりますが、部会では専門家の方もおられ、この試算は高すぎるのではないか、というような声もありました。そこはさっきの専用回線の問題も含めて、ぜひ、実務的にしっかり検証して欲しいということでした。

(神野座長) ありがとうございます。どうぞ。

(新井次長) ハローワークの件については、今お話がありましたとおり、まさにこの報告書が出たということを契機として、地方側でも、また厚生労働省側も体制を作って直接にやり始めたということです。それがこの報告書の一番のメリットかと思えます。そのような中で、厚生労働省側も、少し安い価格を提示してきているようです。拝見したところ、最初の値段があまりにも言い値だったということがありますが、よく下げてきたと思います。専用回線を使うとある程度の費用が必要ということです。それから、38 ページの内容ですが、私が聞いているところによると、ハローワークに求人者側が紹介票を出すと、その中にこれは地方に提供していいという欄を作り、そこにチェックしてくれたものは自動的に地方に回る。ここに書いてあるのはどのようなことかということ、今度は地方側から会社にこういう人を紹介したいという場合、企業側はハローワークにしか情報を持ってきてないつもりなので、例えば「何々県ですが、紹介を行っていいですか」ということを聞く、という内容のようです。そしてその後に、こういう人が来ているという話をする前に一言話をする。こういう話だと聞いておりますが、古川議員の話も厚生労働省側、地方側に伝えまして、実際の個別協議で結論が出るように話をしていきたいと思っております。

(神野座長) 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

(森議員) 今の御説明を聞いて、先ほど思わず笑ったのですが、また笑いたくなりました。そんな言わずもがなのことをなぜ活字にするのか、そういう体質や感性を、この国の省庁の皆様方は持っているのでしょうか。例えば3行目に、「地方自治体の業務により発生した苦情は全て地方自治体が処理すること」とありますが、このような馬鹿馬鹿しいことをなぜ活字にするか、理解できません。何か、物事の本質がそこにある気がします。もう少し、丸いしゃもじで重箱の中から出せば良いものを、爪楊枝で出すようなもので、そのようなことでは本質が外れていきかねないと思います。現場の対応で処理できる事柄まで御心配されなくても良いのではないかと、という率直な意見を申し上げます。

また、全く関係ないのですが、様々なネットワーク化が重層的にあちこちで縦割りで行われていることについての大臣の御指摘は、そうだとすると、その際にそれぞれの省庁で今いろいろな事が進んでおり、国全体の利益から言うと大変無駄なことをやっているなと思えます。例えば、国民健康保険に関して言うと、市町村と連合会と国との間のデータベース化、ネットワーク構築のために、それぞれの市町村や国民健康保険団体連合会が予算を計上しようとしています。また、戸籍のバックアップのために、法務局と市町村とのネットワーク化を進めています。今、頭によぎるだけでもいくつも、今年度や来年度に向けて予算計上しなければいけないことが課題としてあります。一本化して進めていくと、実はコストダウンできる間口はもっと広いような気がしますので、もっと調べると、例えば内閣府や総務省の中だけではなく、一本化してやれるということがあるのではないのでしょうか。

(新藤大臣) それは極めて重要なところで、その問題を解決するために電子行政の推進、電子政府を作ろうという動きがあります。どこでもできますが、今、本格的に乗り出そうとしているのは、総務省しかありませんので、総務省でやろうと考えています。総務省行政管理局は、総務省の中のことを管理するのではなくて、全政府的にチェックする部局です。それから、地方自治体への

支援という意味において、いろいろな通信ネットワークを作ろうという取組も、我々が包括的に見ることができるので、他の省庁とも連携を取りながらやっていこうと考えています。そこで一つ問題になるのが、自治との関係です。私が、今でも痛恨の念を持っているのは、住基ネットを導入した際の、各市町村での住基ネットのシステム設計です。規模にもよりますが、例えば基本設計で一の市町村1,500万円ほどかかります。その後、実施設計もしなければならぬので、そのようなものすべてを含めて、2,000万円近くかかります。同じことをするのに一の市町村でそれだけの金額がかかり、その隣の市町村も同じ仕事、同じ設計をしています。役所により、住基台帳からデータを入手したり、国民健康保険の台帳から入手したり、元々のデータベースも違うものにしてしまっています。ですから、本当は、国が基幹のシステム、ソフトを作り、それを使うようにすれば、あとはカスタマイズする予算だけ行政が計上すれば、費用は1/10以下になります。そういうコストカットができたはずなのです。ですから、今度のシステムも、県や市町村と一緒にいうと協定を結ぶのが良いのではないのでしょうか。地方自治体でシステム設計をしていたら、また同じような費用がかかります。私は、国で一律にシステムを作ってしまう、基本ソフトは使えるようにして無償提供するということはできないのか、と言っています。まさに横串を入れてやっていかなければならない。自治だからと言って、自分の街のことは自分の中でやらなければならない、というのとらわれ過ぎてしまうと、費用も一回でかなりの額を使わなければならない。そのようなことはやめた方がいいのではないかと考えています。

(古川議員) 確か韓国は政府がシステムを作り、配っているのではないのでしょうか。

(神野座長) ありがとうございます。では、白石議員。

(白石議員) 引き続き検討、調整を要する事務・権限等が、ここに書いてあるのとは別にいろいろあります。私は実際町長になって、住民と日々接する中で、様々なことを言われます。ちょうどTPPの問題などもあり、例えば、農地を持っている方が、「農業をやっていく後継者がいない。道路に面している農地については、とにかく早く売りたい。」と言ってこられます。いつも、「申し訳ないが、農地というのは私の権限ではどうにもなりません。」と応えます。現実には、地域によっては市街化がどんどん進む中で、調整区域にある農地は売れない。しかし、今後引き続き検討・調整を要する事務・権限ということになっている。農地法そのものが、昭和27年成立で相当古いものです。ですから、農林水産省の中でもいろいろ検討しているようですが、住民の一番強い声を、我々としてどうすれば実現させてあげることができるのかということで、なにも農地を全部潰せばいいと言っているわけではない。実際には、後継者がおらず、何十ヘクタールも持っているわけではなく、自宅のすぐ傍にたかだか一反くらいの田があり、それでは生活していけない。それを売れば、老後の生活の足しにもなる、というような農家の人は大勢いるのです。ですから、これは農地を潰すとか潰さないということではなく、地域の実情に合った形にしなければならない。一律に権限移譲ができないのであれば、そのような地域については、こういう判断は地方自治体の方でやってもいいというふうに、権限を下ろすようにしなければ、いくら地方分権されても住民に関係してこないのが困るわけです。前々からずっと検討、調整というようにいつも議題に上ってくるのですが、議論が一步も進んでいない。国土交通省関係の国道や河川というのは、どちらかというと地方自治体と国との関係です。住民は、あの河川は松前町で管理したらどうかなどと言いません。しかし、自分で持っているものについては、やはり地元の町長・村長が何かしてくれるのではないかとというのが住民の考えなのです。ですから、全てではないのですが、やはり地域の実情に沿った形で、細かく洗い直しをしてもらうと、住民のいろんな面で福祉の向上にもなるだろうし、老後の安定した生活の確保にもなります。我々は、現場にいるとそういったことを実感します。

(神野座長) ありがとうございます。

(古川議員) 今の農地法の関係で、平成21年に農地法が改正されて農転がより厳しくなりまし

た。それで附則で5年後を目途に見直すということになっているので、来年は農地法の改正の年になっています。こういう場で、こうやって検討していくということを書いていただいたので、是非ここで今話を踏まえてしっかり議論できれば、と思います。安倍内閣の下で作られた成長戦略を見ても、食料自給率がカロリーベースで入ってくるのかなと思っていましたが、外されています。何が入ってきているかというと、担い手を8割に集約する、ということが書いてあります。そういったことが実際に、佐賀県で起きたらどうなるかなと考えると、今そんなに大きくない農地を持っている人が農地を出し合い、ある程度広大な農地を持つ強い農家をつくっていくというのが、安倍内閣の方針だと思います。そうすると、農地を出した人はどのように暮らしていけばいいのかという問題があります。もう農村にいないと考えると、町に行って働いてくれということなのですが、農業と併せて、我々は農村もしっかり守っていきたくて考えています。そうしていくと、今農地があるところの誰か一人が大きく経営するにしても、そのうちの何割かはその工業団地に使っていくとか、他の雇用も生む、経済も生んでいくというような用途に使うということに認めていかないと、農業の所得を農家の所得を2倍にするということは、実際には出来ないのではないかと考えます。そういったことは、よく私も地元の市長や町長から言われまして、是非これを踏まえ、攻めの農業を実現するためにも、農地のある程度の流動化が必要ではないか、と考えているところです。

(森議員) せっかくそう言われましたから、先生方には是非、知っていただきたいと思って申し上げます。都道府県にかなり権限移譲されている分の農地法上の許認可権限、例えば2ヘクタールまでは制度的に権限移譲されていますが、国との協議を要するとなっているのが多く、協議になかなか応じてもらえません。それで、2年も3年もかかるということが起きています。権限移譲に合わせて、それこそ小さな字で、「ただし協議を要する」などと書いてある場合、協議が必要だということを全否定はしませんが、それは「相当な期間」だとか、「速やかに」とか、一定程度スピード感を持って進むような制度にしないといけない、権限移譲のみで済むというわけではないということが現状だろうと考えますので、その点を御報告させていただきます。

(神野座長) その他何かございましたら。

(谷口議員) 私のほうは雇用対策部会の方に参加させていただいておりましたので、ハローワークのほうに議題が戻ってしまって恐縮です。データが共有されるということは非常に素晴らしいことですので、コスト面、技術面の問題があるにしても、どんどん推進されたら良いかと思えます。ただ、部会で雇用政策について一体的にやっていくことについての各地方自治体の、すなわち現場の声についてアンケートしたものがたくさん上がっていました。国のハローワークと地方自治体の窓口が一緒にあるが、並列的にあるだけで、指揮・命令系統も違い、人繰りという点でも、融和するのはなかなか厳しいので、一体的運用するということに、その中身をどう詰めるかということも今後の課題なのではないか、と考えました。

(神野座長) ありがとうございます。それでは議題1と議題2を締め括ります。極めて生産的と言いますか、前向きにこれから進めていこうという御意見を頂戴したというふうに理解しております。まずは2つの専門部会からいただいた報告については、この有識者会議として了解をしたということでもよろしいですね。これはまず確認させていただきたいと思います。ただ、了解した後も、大臣からいろいろ御説明があったことに関連して、実務的に詰めていかなければいけないこともあるという御意見も出ましたので、本日の意見も踏まえ、今後とも各府省と調整をしていただきたいと思います。それから、議題1の当面の方針(案)に関して、いろいろこれから折衝に当たって、心してかかれという御意見を頂戴したというふうに考えておりますので、この方針案に沿いながら、本日この場で出た意見を踏まえていただき、引き続き各府省と調整をしていただきたいと思います。そして、大臣からも冒頭御説明がありましたように、政府において、地方分権改革推進本部での決定に向けて御努力をお願いしたいということ、今

日の会議でも確認したということですのでよろしいでしょうか。それでは、そうさせていただきます。

続いて本日の議題の3つ目、「地方分権改革の総括と展望について」に移ります。始めに事務局から資料について御説明いただきます。よろしくお願ひします。

(末宗次長) 時間が押していますので、できるだけ簡潔に申し上げます。資料5-1を御覧ください。これを元に御説明申し上げます。合わせて資料5-2の参考資料も見ていただければと思います。分権改革の総括と展望、つまりこれからどう進めていくかということです。資料5-1の一番左上のところに有識者会議の議論テーマが書いてあります。③は先ほど御議論いただいた国から地方への事務・権限の移譲です。これは今推進中であり、①の総括と展望と②の成果を国民に実感を持って理解していただくための取組、これが課題です。矢印の先にありますように平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から今年で20年になるわけです。これについては参考資料の1枚目を御覧いただきたいと思いますが、簡単に触れさせていただきます。平成5年6月に決議が衆参両院でなされ、その後、平成7年に地方分権推進委員会が発足し、その後、平成12年に分権一括法が施行されています。これがいわゆる第一次分権改革であり、機関委任事務制度の廃止などがこの時期になされました。その次に主として小泉内閣の下で三位一体改革で税財政改革が進められました。その後、第一次安倍内閣で平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、平成19年の4月に地方分権改革推進委員会(丹羽委員会)が発足しました。ここで1次から4次にわたる勧告が出て、途中政権交代もありましたが、平成23年に第1次一括法、第2次一括法が成立しました。さらに第二次安倍内閣になってから新藤大臣の下で推進体制の整理がなされ、地方分権改革推進本部が設置され、地方分権改革有識者会議が発足し、その下で平成25年6月には第3次一括法が成立したわけです。これはいわゆる第二次分権改革と位置付けていいのだと思いますが、このような長い歴史の中で、一定の成果が現れてきているところです。その中で優良事例を収集し、課題を抽出して、一旦これまでの取組の総括をしようということです。それを踏まえ、今後の展望についても検討していきます。さらに、2つ目の大きなテーマは、改革の成果、優良事例をどうやって国民に実感をもって理解していただくか、です。

そのための当面の取組ということで、左下の方にありますが、まず地方公共団体への調査をきちんと行う必要があると考えています。これまでの成果の活用事例、課題の調査ということで、調査項目例を挙げておりますが、1つ目の「地域における自主的・自立的な施策の展開事例や国の関与の縮小事例」、これは総論的な変化を見る必要があるのではないかとということで挙げています。例えば以前に比べるとコミュニティ条例や議会の議員立法、こういうものが随分増えてきています。さらには関与の縮小という意味では、補助金が大括り化される中で、知事、市町村長、あるいは職員の補助金の申請や変更に関する出張も随分減ってきているとか、以前は国への「陳情・要望」といったことが今では「提案」といった表現に変わってきているというようなこともあります。そういう総論的な変化を調査するというものです。さらに加えて2つ目3つ目の項目のように「義務付け・枠付けの見直しに伴う独自条例の状況」や、「基礎自治体への権限移譲によるメリット・課題・対応策等」、これについては参考資料の5ページ目を御覧いただきたいと思いますが、例えば、「1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)」であれば、②に書いているように「独自の基準を定める条例の制定・運用が可能となり、地域の課題を柔軟に解決できるようになった。」といった効果を挙げることができます。例えば公営住宅の入居基準であれば、以前は同居の子供は未就学の場合でないと入れないという一律の基準でしたが、現在は地域によっては子供が中学生の世帯も入居できるような自治体も出てきています。あるいは「2. 事務・権限の移譲」の①として「住民に近い窓口に一本化、処理期間の短縮、添付書類の省略など、申請等における住民の利便性が向上した」という一例を挙げますと、育成医療というものがあります。これは障害児に対し、その障害を除去あるいは軽減する手術については自己負担を公

費で負担するという仕組みですが、所得に応じて負担割合が異なる場合があります。そうすると申請者に所得を確認する必要がありますが、今までは県が行っていたので、申請者に課税証明書を提出してもらわなければいけませんでした。ところがこの事務・権限が市町村に下りると、市町村は自ら所得情報が把握できているので、課税証明書の添付がいらなくなったというような例があります。細かいことですが、住民からすると楽になったことはいろいろな面であります。そういったそれぞれの権限移譲のメリット、あるいはまだそれが進まない理由など、その辺の課題も洗い出しが必要であろうかと考えています。資料5-1にお戻りいただきますが、とりわけ、その調査項目例の「特に取組が求められる政策分野の深堀り」は、地方団体からも土地利用、あるいは社会保障、教育などの分野でまだまだ課題があるという御指摘もいただいているので、このような分野については深堀りをする必要があるのではないかというふうに思っています。

総括と展望のための取組の2番目ですが、そういう地方公共団体向けの調査と併せて、学識経験者・地方六団体からのヒアリングも行う必要があるのではないかと考えます。これについては、資料5-2の8ページを御覧願います。ヒアリング候補者ということで、現段階の候補者を書かせていただいております。まず、西尾勝公益財団後藤・安田記念東京都研究所理事長、岩崎美紀子筑波大学大学院人文社会科学研究科教授、増田寛也野村総合研究所顧問です。このお三方については、注書きをさせていただいているように、それぞれ第一次分権改革の諸井委員会ですとか、西室会議、あるいは第二次分権改革の丹羽委員会等の委員をなさってこられた方々です。いわば、地方分権関係者の方々からこれまでの改革をどう御覧になり、どのように展望していけば良いかといった御意見をいただきたいと考えています。その他、マスコミ関係者として日経新聞論説委員の谷様、あるいは、NPOも行政との協働という観点からその役割が大きくなっている、NPO関係者として、田尻佳史様、そういった方々を今候補者と考えています。さらに地方六団体からもヒアリングをいたします。この他にも、政策法務に精通している方ですとか、あるいは地域活性化、社会保障、経済界、そういった分野の方々も候補者として追加してはどうかと検討しているところではあります。この点については、有識者会議の先生方からも御意見をいただければと考えております。また資料5-1にお戻りいただきまして、これらをもとに、有識者会議で調査、審議を深めていただき、年内に一定の中間取りまとめをしていただけたらと考えております。

ページの右側の「改革の成果の国民・地方へのPR」については、参考資料5-2の9ページを御覧ください。大きく2つ書いておりますが、「ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）を活用したPR」と「地方の現場におけるPR」と書いています。まず、最初の方です。分かりやすいホームページにするためホームページを再構築する必要があるということで、1つ目には、地方公共団体の優良事例の紹介をアップデートしていく、あるいは②にありますように、優良事例の中でも特に独自性の高いものについては個別にその背景、効果をインタビュー、投稿形式で詳しく紹介するようなクローズアップコーナーといったものを設ける、あるいは③にありますように、分権の歴史もかなり長いので、それをアーカイブ化するということが考えられます。さらに、新しいSNSとしては、Facebook、Twitterを活用しながら情報発信をしていきます。最後に、地方分権関係でも長らく首長や地方公共団体の職員も含め、それぞれの地域でいろいろ先進的な取組をしている方々がいらっしゃいますので、そういういわゆる分権の旗手の方々をネットワーク化してはどうかということです。それから、右側の「地方の現場におけるPR」ですが、この有識者会議として、地方に出向いてはどうかということで、1つ目は、地方公共団体から意見を徴収する、あるいは地方自治体向けの啓発を念頭においた懇談会を、年明けの1月から3月にかけて、複数回行ってはどうかというものです。そういった中で議論を深めるとともに、2つ目として、主として国民向けにわかりやすく情報発信するシンポジウムを来年6、7月の国会明け頃を念頭において開催

するというものです。以上おおまかに申し上げます。

資料6を御覧いただきたいと思います。右側にスケジュールを書いています。本日の御意見も踏まえて、9月から地方公共団体向けの調査、同時期から月2回程度のペースで有識者会議でのヒアリングや、調査・審議を行い、年内に中間とりまとめを行います。それから、年明けの地方懇談会を経て、さらに最終とりまとめに向けた議論をし、4月、5月頃に最終取りまとめをして、内容によっては骨太の方針に反映し、6月～7月頃にシンポジウムを開催するというものです。当面、このようなスケジュールを進めてはどうかということで、事務方でたたき台を作りましたので、御議論をいただければと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。皆様も御存知のとおり1993年に地方分権の推進の国会決議があってからちょうど今年で20年です。人間でいうと、一度死んで生まれ変わる成年式をやる時期ですが、公共サービスというのは空気のように、なかなか存在が把握できないものです。大臣が最初の御挨拶でおっしゃったように、このあたりで地方分権のこれまでの道のりを振りかえり、問題点を整理しつつというよりも、未来へどういうものをつなげていったら良いのかという点を導き出して、それを情報発信し、広報と啓蒙活動と結び付け、次のステップのビジョンを考える上での導き星にしながら進めていくということではないかと考えております。事務局から説明いただいたように、大きな方向性として、今後運営して進めていこうかという提案です。御意見はいかがですか。どうぞ。

(谷口議員) 「地方分権改革の総括と展望について」という今後の流れについて、大変興味深く、凄い内容だなと思いました。個人的に非常に興味を持ったのは、地方公共団体への調査です。おそらくすでにこれまでも行われてはいるとは思いますが、地方自治体というのはあまりにも多様で、ここにいらっしゃる中でも、例えば議員の皆様、知事、市長、町長からの要望の内容や質が違ってくることがあります。ですから、地方公共団体の調査は、行政に対してか、首長に対してか、両方かによっても変わってきますが、是非、包括的に調査していただきたい。またその調査結果にマクロデータも併せてつけていただくと、どういう地域でどういう地方分権の内容が求められているのかが分析できます。個別の事情に合わせて国が対応するというのは難しいと思いますし、こういう場で個別に検討するのも大変です。しかし、全国一律に一斉にやりましょうというのも乱暴ですから、メゾレベルで、その類型ごとに行うのではないのでしょうか。例えば都道府県の場合、こういう都道府県の場合にはこういう分野が重視される。例えば、農林水産業の従業者比が高ければ農林水産業に関わる政策が重視されますし、逆に都市部があって、保育園が足りないなどの話があれば保育に関わる政策が重視されるでしょう。それは地域の特性に応じて、望まれる地方分権のあり方が違うはずで、そのような調査のデータと地域特性のマクロデータを人口、産業、就業別にいただく、あるいはその人口構成、年代構成等々を併せていただくと、そのあり方が分析できると思います。

また、例えば国の各府省が移譲したい事務・権限も聞いてもらい、それらが受入れられるのか、受入れがたいのかということも地方自治体に聞くと、どういうタイプの地方自治体は受入れ、そうではないところは受入れられないということも分かります。今まで議論してきた中で、量的な把握が非常に難しいと感じています。多くの資料があるのですが、個別的になっており、全体像を把握するのが難しい。数を足し合わせると平均像が浮かび上がるだけかもしれませんが、マクロとミクロをつなぐ中間レベルのアイデアを我々に提供してくれると思いますので、そういう取組を是非お願いしたい。各府省が考える分権の内容やこの事務・権限は譲りたい、譲りたくないということも解析可能だと考えますので、この調査をもし包括的にされるのであれば、大変貴重な資料になるかと考えます。

(神野座長) ありがとうございます。

(後藤議員) 先ほど古川議員もおっしゃったように、常に参考資料1を眺めながら議論をしてきた

というのが、スピード感を持って進めてきた大きな象徴ではないかなと考えております。いずれにしろこれが海に乗り出していく海図でありコンパスであったと思いますが、改めて眺めてみますと、まだ手付かずなのがポイント4です。これまで地方分権はしっかり議論されてきて、その方向性も見えてきたわけです。今度は国・都道府県・市町村という3つのレイヤーの間で、あるいは市民自治を含めてかもしれませんが、取り組まなければいけないような課題を考える必要があると考えます。「広域の連携」とここで書かれていますが、分権の先に進めていかなければいけないのが、今度はどうやってまた連携をしていくかというところが一つあるように思います。そのテーマとして喫緊なものがここにも挙げられている防災対策ですが、これから大きな地震が予想されている中で、そうした地方分権の先に、連携をしていくようなテーマというのも併せて視野に入れておく必要があるのではないかと考えます。

(神野座長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(古川議員) 先ほどから出ておりますが、様々な改革が行われながら、住民に実感されているのかということについてはまだまだだという意見がありました。私どももそう感じています。それはコアな部分がなかなか変わらないから実感が伴わないのか、あるいは手にしているはずの事務・権限を有効に活用しきれていないのかという反省も併せてしていかなければいけないのだろうと考えています。様々な調査やヒアリング等をしていく中で、その両方について総括できればと考えているところです。

先ほどの優良事例の話ですが、パスポートの発給業務が市町村に移譲されました。これによって佐賀県内は全てのパスポート発給業務を、市役所と町役場に行けばできるということにしたのです。それまでは県の機関で出していたので、戸籍と住民票の取得のために市町村の役場に行き、県の機関にわざわざ持ってこないといけませんでした。住基ネットができて住民票がいらなくなりましたが、市町村の役場に行った後に県の機関に行ってパスポートを発給してもらう二重手間はそのままだったのです。それが2006年だったと思いますが、旅券法が改正され、市町村役場で発給できるようになりました。佐賀県は全ての市町村で実施しました。その時に、私どもは普通にやると行き来の時間が発生するため、月曜日に申請すると翌週の水曜日ぐらいにしか旅券を渡せないのを、事務改革をしてもっと早く出そうという取組を行いました。パスポートの発給のコンピューターは県に1台しかないの、どうしても申請書を持ってくるといいう事務が発生しますが、それでも1週間でやろうとスタートして、今は県内全域で5日で発給しています。さらに佐賀市内については4日で発給しています。代理店に頼んでいる人はあまりメリットを感じないかもしれませんが、パスポートの発給ひとつを取ってみても、こうやって事務・権限移譲がなされ、それを有効に活用することによって住民にとってメリットのある形にできたという一つの事例ではないかと思っています。

(神野座長) どうもありがとうございます。

(森議員) 今後の展望という関係で率直に最近思っていることを言いますと、移譲を受けようとする我々市町村の立場からですが、背伸びし過ぎることがあってはいけないと考えています。具体的には、富山市の職員の土木技術者を徹底的に調べましたが、その中で橋梁の専門的な知識を持っている職員が2人しかいませんでした。これから橋梁の長寿命化など様々な対応が必要となっていく中で、老朽化している橋梁をどうしていくかという場合に、極めて脆弱で能力不足だということが分かりました。

9月1日、9月初旬の最初の記者会で発表するつもりですが、専門家を「建設技術管理監」という形で公募しようと思っています。去年は弁護士を任期付職員で採用しました。今後、企業局とか上下水道局とかの公会計についても非常に商業簿記化されていく中で、そういう分野の専門家も必要ではないかと考えており、事務・権限移譲を望む側も体制整備を自らの力でやっていかなければならないということと同じく事務・権限移譲を望む側の市長会等に発信し

ていくことが必要かと反省を込めて考えています。

(神野座長) ありがとうございます。白石議員、何かございましたら。

(白石議員) 今、盛んに自治体クラウドと言われますが、こういったものを進めて行くと、一番最先端の町村などもかなりの力を持ってくると言われています。そういう意味では一つの町村ではなかなかできないものもいくつかまとまってやればそれなりの知恵も出てくるので、住民が一番近いところにいる町村がそういったことができるように力をつけていかないといけない。ただ事務・権限をくださいとあって、移譲したが全然できていないじゃないかということにならないように移譲を受ける地方自治体として努力をしていくべきだと考えます。

(神野座長) ありがとうございます。柏木議員。

(柏木議員) 今回進め方を出していただきましたが、優良事例の収集は大変すばらしいと考えます。分権改革の根幹で国民との意識のギャップがある部分がある。それがあったことで、本当に良かったのかどうかということについて、行政に携わっている方たちの中だけではなく、客観的に評価を受けることによって、住民を含めて分権改革に参加したことが評価されているということに繋がることを示していくことが非常に大切だと考えます。そういう住民の自覚を促す意味でも是非この取組に、今後有識者会議の我々としてもエネルギーを割いていけたら良いと考えています。

(小早川座長代理) 「総括と展望」といった時に、一つ一つの事務・権限でどれが移譲出来たかということは、確かに成果であり、それで住民の利便が向上したはずだということはいえるのですが、そういう手柄を列挙することに加えて、事務・権限を受けた地方自治体側が、この地方分権の時代にどれだけの努力をしてきたかということが重要です。行財政能力の向上ということもあるし、何よりも地方分権の最終的な目標は住民が地域を自分で経営していくということですので、住民と行政との協調、協働関係がうまく進んでいるかいないか、地方自治体がどれだけのことをやってきたか、これから更に何をやるべきかという面も、是非観点として、入れていただきたい。もちろん上から目線ではいけないですが。

(神野座長) そろそろまとめなければならない時間になりました。皆様方から生産的な御議論、御意見を頂戴いたしました。今後の進め方について、また途中で見直すことは有り得るとしても、事務局から説明のあった案に基づき、大枠大筋進めるということで御了承いただいたというふうに理解してよろしいですか。それでは本日の皆様方からいただいた御意見を加味しながら、今後地方分権改革の総括と展望について調査、ヒアリング、審議等を進めていくことにしたいと存じます。予定されていた時間も迫っておりますので、本日はこの辺で終了いたします。それでは最後に新藤大臣からお言葉を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

(新藤大臣) ありがとうございます。本日も極めて充実した、意義深い御議論をいただいたことに感謝申し上げます。

この分権改革の成果を国民へ地方へとPRしていくことは極めて重要なことです。またそれが関係者の中に留まらないようにしなくてはならないと、私は考えています。もちろん関係する方々にまず興味を持っていただき、お知らせすることは重要ですが、加えて一般国民、また関心を持っている個人にもきちんと情報提供することが重要です。

大いなる反省を持って申し上げますが、総務省や地方分権改革推進室のホームページを一体どのぐらいの方が見に来ているかチェックすると、恐ろしい数字になります。簡単に言えば、役所の出しているものはおそらく閲覧回数が100回行きません。というのは、あまりにも量が多過ぎて、いつ更新されたのか、何が更新されたのかも分からない。ですから、自分たちは情報を出したつもりになっていますが、全然伝わっていません。国民の関心の所在もありますが、私個人のホームページには、1万回閲覧者が来ます。それはどうしているかということ、自分がこのような情報を出したということ、ツイッターなどで、別途個人的に届くような仕組みで行っているか

らです。ただホームページに載せただけでは、誰も見に来ません。地方分権改革推進室のアカウントを取り、こんな情報が出ていると発信していきたいのです。ハッシュタグと言って、タグ付けされた問題に関心を持っている人たちが見に来るという仕組みがあります。是非こういう工夫もしてもらいたい。そして、皆様がおっしゃったような、受け手側の問題も含め、建設的な提言をきちんと出したら良いと考えます。これはやり方によっては、非常に大きく成果が膨らむところだと思いますので、またお知恵を拝借したいと考えております。

その上でまず、9月中旬を目途に開催を予定している地方分権改革推進本部において「当面の方針」を決定していきたいと思っております。年末にまとめられるよう、手続きを進めていきたいと考えています。併せて、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲も進めていかなければならないと考えています。総理が本部長で閣僚が参加する決定機関である地方分権改革推進本部で、私から報告をし、決定をしたいと考えております。

次回の会議については、事務方から皆様方と調整をさせていただきますが、9月中下旬には開催をしたいと考えています。また、御提案させていただいた学識経験者や地方公共団体からのヒアリングといったものも適宜やりたいと考えております。先ほどお示ししたのは、我々で考えた今までに功績のあった方、また経過をよく御存じの方を対象にしておりますが、これからどうしたら良いかという観点で、何か新しい活動をされている人も候補に入れていきたいと考えておりますので、適任の方がいらっしゃいましたらぜひ御推薦いただきたい。

スケジュールを見ると、さらに忙しくなりそうですが、きちんと取りまとめできるようにしたいと考えておりますので、大変恐縮ですが、引き続き御協力よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。大臣が少し言及されましたが、次回の会議の日程につきましては、現在調整を進めているようですので、後日改めて事務局の方から連絡をさせていただきますと思います。なお、本日の会合については、この後別室にて私の方から記者ブリーフィングをさせていただきたいと考えております。

それでは、本日は長時間にわたり、積極的に御意見をいただいたことに重ねて感謝を申し上げて、終了させていただきます。本当にありがとうございました。

以上